

RI・研究所等廃棄物の処分に要する費用の合理的見積りについて(1/3)

○放射性廃棄物の処分費用について見積りをした例

【総合資源エネルギー調査会・電気事業分科会・コスト等検討小委員会（平成16年1月23日）】

バックエンド事業全般にわたるコスト構造の分析・評価

(1) 方法

- ・電気事業者等によって進められている現在のバックエンド事業が、原子力委員会が定める現行の原子力長期計画等に沿って今後とも計画的に実施されることを基本とし、そのコスト構造を分析・評価
- ・電気事業者から、事業のスケジュールや費用見積りなど（以下「電気事業者試算」という。）に関する説明を受け、これを基に分析・評価

(2) 事業者による処分費用見積りの概要

①想定スケジュールと費用見積りの範囲

スケジュール：六ヶ所再処理工場の操業期間（約40年間）に再処理される使用済燃料の量を想定し、再処理事業、再処理により分離されるプルトニウムを用いるMOX燃料加工事業やこれらの施設の廃止措置、関係放射性廃棄物の処分事業等の各事業のスケジュールを想定

費用見積りの範囲：電力小売自由化の範囲が拡大される予定である2005年4月から各事業の終了時まで
に要する費用を事業ごとに見積り

②費用見積りの方法

- ・既に事業がおこなわれているもの（使用済燃料の輸送等）：その実績を基に費用見積り
- ・事業開始が間近に迫っているもの（再処理事業）：操業体制等の具体的見通しをもとに費用見積り
- ・上記2者の見積りが難しいもの：先行事例や現在の知見を基に一定の技術的想定を置いて費用見積り
- ・高レベル放射性廃棄物事業：最終処分法等に基づき定められた拠出金の額を前提に電気事業者の拠出金額見積り

※総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第17回会合（平成16年1月23日）資料3-1「バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等の分析・評価（ポイント）」等を基に事務局で作成

RI・研究所等廃棄物の処分に要する費用の合理的見積りについて(2/3)

ORI・研究所等廃棄物の処分費用の合理的見積り

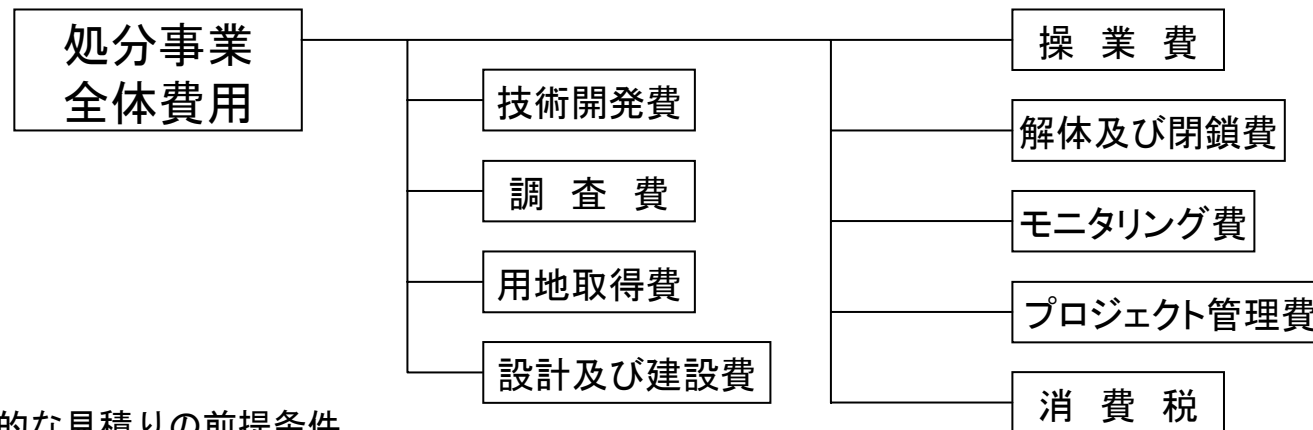
- 前記の電気事業者によるバックエンド事業の費用見積りのうち高レベル放射性廃棄物の処分費用に関する費用の見積り→総合エネルギー調査会原子力部会中間報告（平成11年3月）で具体的に実施



放射性廃棄物処分という類似性があり、RI・研究所等廃棄物処分費用の見積りにおいて参考となるもの
※具体的なRI・研究所等廃棄物処分費用の見積りに際しては、上記中間報告における見積りとの共通項目とRI・研究所等廃棄物処分費用の場合に特有な項目に分類して実施

- 総合エネルギー調査会原子力部会中間報告における見積りの手順

①費用見積りの範囲（詳細は別紙1参照）



②合理的な見積りの前提条件

- ・処分施設の仕様
- ・処分施設の規模（処分施設の受入れ総本数）
- ・処分スケジュール

③処分費用の見積り方法

RI・研究所等廃棄物の処分に要する費用の合理的見積りについて(3/3)

●RI・研究所等廃棄物の処分における費用の見積り

RI・研究所等廃棄物の処分事業に関する懇談会に報告された費用見積りを基に、総合エネルギー調査会原子力部会中間報告（平成11年3月）等の見積りを参考にして実施。

※但し、以下の点に留意。

- ・総合エネルギー調査会原子力部会中間報告では、処分施設の規模を決めるに当って、施設の規模と処分費用との関係の分析結果による処分施設の受入れ総本数に基づいて判断しているが、RI・研究所等廃棄物については、平成60年（*）までの発生量の見込みが集計されていることから、浅地中処分相当のRI・研究所廃棄物の発生見込量を費用見積りの前提に用いるとともに、処分単価の試算にも活用

*RI・研究所等廃棄物の約8割の廃棄物を発生する原子力機構の設立に当り示された「原子力二法人の統合に関する報告書」（文部科学省原子力二法人統合準備会議 平成15年9月19日）において、原子力機構の所有する主要な原子力施設の廃止措置が概ね終了する期間

- ・費用項目についても、総合エネルギー調査会原子力部会中間報告における見積りの場合とRI・研究所等廃棄物の処分費用の見積りの場合との相違点（見積りの前提条件等）を踏まえ、RI・研究所等廃棄物の処分費用の見積りに必要な項目を明示。



三者※において、浅地中処分相当のRI・研究所等廃棄物の処分費用の合理的積算（試算）を実施。

※（独）日本原子力研究開発機構、（社）日本アイソトープ協会、（財）原子力研究バックエンド推進センター

費用見積りの範囲

(総合エネルギー調査会原子力部会中間報告(平成11年3月)より)

